

関東ブロック民生委員児童委員連合協議会について

昭和35年10月、千葉県銚子市において開催された関東ブロック民生事業研究協議会に「関東ブロック各都県市において、民生委員児童委員の有機的な組織化」を急速に実現するようにと提案があり、昭和36年8月28日、千葉県船橋市で各都県市代表者打合会を開催し、この問題に対し慎重審議の結果、今後、民生事業の統一ある活動を進めるとともに、同労者としての精神的団結を固めるためには、関東ブロックにおいて民生委員児童委員の組織化は必要且つ当を得たものとし、全員の賛同を得て、昭和36年11月13日、群馬県草津町において開催された関東ブロック民生事業研究協議会の際に関東甲信越静民生委員児童委員連合協議会を設立した。

その後、昭和50年5月16日の理事会において、名称を関東ブロック民生委員児童委員連合協議会に改めた。平成22年6月24日の理事並びに事務局長合同会議において規約の一部が改正された。

関東ブロック民生委員児童委員連合協議会 規約

第1条 本会は関東ブロック1都10県8市の民生委員児童委員をもって組織する。

第2条 本会は民生委員児童委員の相互の緊密なる連絡を図り、民生委員児童委員活動の進展に資することをもって目的とする。

第3条 本会は前条の目的を達成するため次の事項を行う。

- (1) 関東ブロック民生委員児童委員活動研究協議会の開催
- (2) 各都県指定都市民生委員児童委員代表者会議の開催
- (3) その他必要とする事項

第4条 本会に会長1名、副会長1名、理事17名を置く。

2 役員の任期は1年とする。

第5条 本会の経費は会費及びその他の収入をもってこれに充てる。

- 2 会費は民生委員児童委員1人について20円とする。
- 3 会費は定数をもって納入する。

第6条 本会の事務局は会長の所に置く。

附 則

この規約は、昭和55年4月22日から施行する。

この規約は、平成元年4月27日より施行し、会費改定については平成2年4月1日より適用する。

この規約は、平成2年4月20日から施行する。

この規約は、平成4年4月23日から施行する。

この規約は、平成14年6月6日一部改正し、平成15年4月1日から施行する。

この規約は、平成17年6月16日一部改正し、同日施行する。

この規約は、平成19年6月14日一部改正し、平成19年4月1日から施行する。

この規約は、平成22年6月24日一部改正し、同日施行する。